沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

国事行為臨時代行名

平成二十四年三月三十一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

法律第十四号

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律の一部を改正する法律

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章　総則（第一条―第七条）
第二章　返還実施計画等（第八条―第十一条）
第三章　地方公共団体等による駐留軍用地内の土地の取得の円滑化のための措置（第十二条―第十八条）
第四章　総合整備計画等（第十九条―第二十五条）
第五章　拠点返還地の指定等（第二十六条―第二十八条）
第六章　特定給付金の支給（第二十九条）
第七章　雑則（第三十条―第三十二条）
第八章　罰則（第三十三条）
附則

第一章　総則

第一条中「かんがみ、駐留軍用地の返還に伴う」を「鑑み、駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する」に、「均衡ある発展並びに住民の生活の安定及び福祉の向上に資する」を「自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造を図る」に改める。

第二条第二号中「所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているもの又は」を「所有者等（所有者又は賃借権その他政令で定める権利を有する者をいう。以下同じ。）に返還されているもの又は」に、「所有者若しくは賃借権その他政令で定める権利を有する者に返還されているものを」を「所有者等に返還されているものを」に改める。

第七条の前の見出し及び同条を削る。

第十七条を第三十二条とし、第十六条を第三十一条とする。

第十五条を削る。

第十四条の見出しを「（駐留軍用地跡地等の利用推進のための措置）」に改め、同条中「土地区画整理事業、土地改良事業」を「土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（第二十九条第一項において単に「土地区画整理事業」という。）、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業」に改め、同条を第二十四条とし、同条の次に次の一条、二章並びに章名及び一条を加える。

（国有財産の譲与等）

第二十五条　国は、沖縄県及び関係市町村その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が総合整備計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

第五章　拠点返還地の指定等

（拠点返還地の指定）

第二十六条　内閣総理大臣は、合同委員会において返還が合意された駐留軍用地について、当該駐留軍用地の区域内のうち次に掲げる土地の区域を拠点返還地として指定するものとする。この場合において、当該指定は、アメリカ合衆国から当該土地の返還を受けた日の翌日から起算して一年を経過する日までに行うものとする。

一　返還後において各市町村の区域を超えた広域的な見地から大規模な公共施設その他の公益的施設（次号において「公共公益施設」という。）の整備を含む市街地の計画的な開発整備を行うことにより沖縄県の自立的な発展及び潤いのある豊かな生活環境の創造の拠点となると認められる土地の区域

二　返還後において前号に掲げる土地との相互の関係を特に考慮して公共公益施設の整備を行うこととにより当該土地の区域における拠点としての機能がより高度に発揮されると認められる土地（その面積が五ヘクタール以上である一団の土地に限る。）の区域

2　内閣総理大臣は、拠点返還地を指定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

3　沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

4　内閣総理大臣は、拠点返還地を指定したときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

5　内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、その指定した拠点返還地の区域を変更するものとする。

6　第二項から第四項までの規定は、前項の規定による拠点返還地の区域の変更について準用する。

（国の取組方針の策定）

第二十七条　内閣総理大臣は、前条第一項の規定により政令で定める面積以上の拠点返還地を指定した場合は、当該拠点返還地において国が取り組むべき方針（以下この条及び次条において「国の取組方針」という。）を定めなければならない。

2　内閣総理大臣は、前条第一項の規定により前項の政令で定める面積未満の拠点返還地を指定した場合には、第三十条第一項の駐留軍用地跡地利用推進協議会における協議により、当該拠点返還地において国の取組方針を定めることができる。

3　国の取組方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　拠点返還地の整備の方針に関する事項

二　拠点返還地において実施すべき事業及び実施主体に関する事項

三　重点的に推進すべき公共施設の整備に関する事項

四　産業の振興に関する事項

五　その他拠点返還地の整備に関し必要な事項

4　内閣総理大臣は、国の取組方針を定めようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄県知事の意見を聴かなければならない。

5　沖縄県知事は、前項の意見を述べようとするときは、関係市町村の長の意見を聴かなければならない。

6　内閣総理大臣は、国の取組方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

7　内閣総理大臣は、拠点返還地の区域の変更その他情勢の推移により必要が生じたときは、遅滞なく、国の取組方針を変更するものとする。

8　第四項から第六項までの規定は、前項の規定による国の取組方針の変更について準用する。

（国の取組方針と県総合整備計画との関係）

第二十八条　拠点返還地に係る県総合整備計画は、国の取組方針との調和が保たれたものでなければならない。